

審査におけるよくある指摘・確認事項

外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」では、補助金交付決定に向けて有識者からなる審査委員会である「企画評価会議」を設置し、計画について審査を行っています。これまでの審査において企画評価会議において重点的に確認された事項や、同会議の意向を受け文部科学省においてよく確認を行う事項を下記に示します。また、令和8年度に新設された内容についても事項を挙げています。計画を立案する際の参考としてください。

	評価項目	概要	指摘・確認事項の具体的内容	資料番号	資料名
1	(1) 事業の目的・目標及び成果について ・本事業の趣旨・目的に沿った計画となっているか。	事業の目的・目標及び成果について	各取組がどういった事情で立案されているか分かりづらい計画が散見されます。各取組の計画は計画冒頭に自らが掲げた「課題」や「目的」に応じた内容を記載してください。	様式1-1～4	事業概要
2	(1) 事業の目的・目標及び成果について ・実施体制や事業期間を踏まえ実現可能な事業規模・内容になっているか。 (3) 事業内容 ・複数年計画（3～5年）の実施内容が適切に策定されているか。	事業計画の内容の適切な検討について	「本事業を通じて構築を目指す体制の全体像」や「3～5年の複数年計画」において、現在のものと目指す体制、各年度の取組が全く同じとなっている計画が見られます。現行の状況把握と目的の把握については審査の過程で重要なものとなっていますので、よく検討し記載してください。	様式1-1～2	事業概要
3	(1) 事業の目的・目標及び成果について ・本事業の趣旨・目的に沿った計画となっているか。 (3) 事業内容 ・域内の日本語教育を推進するための効率的な手法が計画されているか。	本事業における「日本語教室空白地域」の解消推進について	本事業では、域内における「地域における日本語教育」の実施体制を総合的に構築することを目的としています。そのため、厳密に言えば「日本語教室空白地域」を解消することだけを目的としているわけではありませんが、多くの応募団体の計画には「空白地域解消」や日本語教育の実施地域を増やす計画が含まれています。今後増加が見込まれる外国人材に対して、いかに効果的・効率的に学習機会を提供する体制をいかに検討するかという観点で計画を立案してください。	様式1-1～2	事業概要
4	(1) 事業の目的・目標及び成果について ・本事業の趣旨・目的に沿った計画となっているか。	「事業主の責務」について	本事業では、住民である外国人に就労者も含まれることから、企業との連携や就労者に対する日本語教育の啓発等を推進してきました。そのこともあり、本事業を活用する多くの補助事業者の計画に企業向けの取組が盛り込まれるようになっていきます。ただし、中には、「日本語教育の推進に関する法律」に位置付けられた「地方公共団体の責務」と「事業主の責務」のどちらに位置付けられるのかあいまいとなっている取組含まれる計画もあります。就労者や企業を対象とする取組を計画に含む団体においては、今一度、自団体における役割等を確認し、事業主の責務に基づく取組を推進したり、啓発したりするようにしてください。	様式1-1～4	事業概要
5	(1) 事業の目的・目標及び成果について ・本事業の趣旨・目的に沿った計画となっているか。	「対象とならない取組」について	本事業では、事業の趣旨や省庁間の日本語教育の分担、国による支援事業としての性格を鑑み、対象とならない取組を設定しています。このことについては、過去に本事業を活用した団体を中心に注意喚起を行ってきていますが、時間の経過によりその認識が薄くなっている傾向があります。特に、以下のものは疑義があるものが含まれている場合が多いため、再度確認してください。 ---- 募集案内【対象とならない取組】より抜粋 (1) 就労者である外国人に対するもののうち、下記の内容を含むもの。 ①特定の職業に就業させることを目的とした内容 ②企業等の就業者だけを対象とし、取組の成果が特定の企業の利益に限定される内容 (2) 未就学または就学する児童・生徒に対するもののうち、下記の内容を含むもの。 ①児童・生徒を対象とした学校生活への適応指導や教科教育を目的としたもの。 ②学校への就学・進学を目的とした取組 (3) その他、下記の内容を含むもの。 ①資格取得、試験受験を主たる目的とした内容 ②宗教的又は政治的な宣伝を意図した内容 ---- なお、過年度に対象としてきた取組であっても、報告や計画に対象外とならない取組と見なされる記載が当該年度において確認された場合は、対象外とすることがあります。	様式1-1～4	事業概要
6	(1) 事業の目的・目標及び成果について ・事業の実施による効果等について、現状を踏まえ適切に設定されているか。また、効果の検証方法が明確に示されているか。 (・新たな取組の効果等についての評価・検証方法が明確に示されているか。)	事業の評価の適切な項目について	事業の取組評価については、定量、定性ともに検証について細かく示していただくようお願いいたします。特に、啓発関連の研修は、実施するだけでは成果とはならないため、実施団体数だけでなく、その後の人々の意識変容なども検証することを検討してください。	様式1-1～2	事業概要
7	(1) 事業の目的・目標及び成果について ・事業の実施による効果等について、現状を踏まえ適切に設定されているか。また、効果の検証方法が明確に示されているか。 (・新たな取組の効果等についての評価・検証方法が明確に示されているか。)	事業の評価の適切な項目について	事業評価の項目が適切に設定されていない事例が散見されます。まず、事業の中核を成す取組について評価項目として上げ、事業の特徴を踏まえた評価が行えるようにしてください。評価の方法についても、「日本語教育の受講人数」が提示されることが多くありますが、例えば日本語教育のモデル実施については定性的な評価が必要であると考えられるため定性評価、普及実施については定量的な評価など、取組の目的により評価手法が異なると考えられます。その他、「参加者満足度」が指標として提示されることも多くありますが、総合調整会議や総括コーディネーター、地域日本語教育コーディネーター等の総合調整機能、事務局の体制の充実の具合や日本語教育の成果（日本語能力の伸長）など、より厳密な視点で検証して示してください。行った事業の目的達成等を適切に評価できるか確認の上、設定するようにしてください。	様式1-1～2	事業概要
8	(1) 事業の目的・目標及び成果について ・新たな取組の効果等についての評価・検証方法が明確に示されているか。 (3) 事業内容 ・地域の実情やニーズ等を踏まえた事業計画となっているか。 ・域内への普及の手順等が計画されているか。	「日本語教育の参照枠」に基づく「生活Can do」を活用した日本語教育プログラムの開発・試行について	当該プログラムの開発・試行については、「日本語教育の参照枠」の理念に基づいて開発されることとなっているが、行動中心アプローチなどの考え方も考慮に入れて開発を行ってください。これまでの傾向として、開発が遅れ気味である傾向にあることから、予定通りの計画推進に努めてください。なお、3年目の団体については、開発・試行した内容を次年度以降の本格運用及び自団体による自走や域内での普及につなげられるように努めてほしい。	様式1-2 様式1-4	事業概要
9	(2) 事業の実施体制 ・都道府県、政令指定都市の域内の市区町村、関連団体等との連携・協力方法が明確に示されているか。	間接補助と補助金等の区別について	本事業では、令和8年度より、「1. 事業概要」「6. 補助対象事業」において、「(3) 都道府県等を通じた市区町村等が行う日本語教育への支援」を「①市区町村が実施する日本語教育」と「②小規模な民間団体等が実施する日本語教育への支援」を明確に区分した。「①市区町村が実施する日本語教育」は間接補助を活用し、「②小規模な民間団体等が実施する日本語教育への支援」は補助金等（補助金・負担金・分担金・交付金）を活用することを想定しています。それは、「日本語教育の推進に関する法律」に掲げられた「地方公共団体の責務」に基づいて、国庫を間接的に補助することが適当と考えられることによります。なお、都道府県・政令指定都市から民間団体に向けて間接補助を交付している場合については、文部科学省まで相談してください。	ー	全ての様式
10	(2) 事業の実施体制 ・都道府県、政令指定都市の域内の市区町村、関連団体東都の連携・協力方法が明確に示されているか。	関係団体との連携について	本事業では、「総合的な体制づくり」を趣旨とすることから関係団体との連携を重視しています。連携に関する欄（連携先の記載や連携先の件数）が空欄となっている事例が見られますが、評価項目にも掲げられている観点となりますので、記載は行ってください。	様式1-1～2	事業概要

	評価項目	概要	指摘・確認事項の具体的内容	資料番号	資料名
11	(2) 事業の実施体制 ・総合調整会議、総括コーディネーター、調査・基本方針策定コーディネーターを中心とする体制が生まれ、日本語教育事業の総合調整機能を果たす内容となっているか。	事業の実施体制について	本事業の根幹を成す総合調整会議については、審査委員会である企画評価会議においても慎重に確認を行っています。そのため、募集案内「(1) 広域での総合的な体制づくり」「① 総合調整会議の設置の有識者」において、例示を行っています。これまでの審査の過程では、総合調整会議において域内の課題に対して十分な検討が行えるかという観点で確認が行われてきており、当該例示はそれらの知見に基づくものとして審査委員会である企画評価会議が文部科学省に伝えているものです。そのため、地域における日本語教育については、こうした例示に基づく委員(①企業関係、②外国人住民、③日本語教育関係者)を県内外から選定することが望まれますが、地域の実情によってはその限りではないことも認識しています。一方、それが文面から読み取れない事例も多くありますので(就労する外国人が多いという課題が記載される一方、企業関係者や経済団体が選任されていないなど)、課題や目的を再度確認し、それに合った人選を行うようにしてください。	様式1-1~2	事業概要
12	(2) 事業の実施体制 ・総合調整会議、総括コーディネーター、調査・基本方針策定コーディネーターを中心とする体制が生まれ、日本語教育事業の総合調整機能を果たす内容となっているか。	事業の実施体制について	総合調整会議構成員のうち、日本語教育分野以外の専門性を有する委員に関して、会議の中で期待する役割が分からない事例が多く見られます。当然、「総合的な体制づくり」のためには、日本語教育以外の専門性を有する委員も必要と考えられる一方、どのような専門性を期待するかが分からず総合調整を担う会議の委員として適切か判断ができないケースがあります。委員に期待する役割については、詳細を明確に示してください。	様式1-1~2	事業概要
13	(2) 事業の実施体制 ・総合調整会議、総括コーディネーター、調査・基本方針策定コーディネーターを中心とする体制が生まれ、日本語教育事業の総合調整機能を果たす内容となっているか。	事業の実施体制について	総括コーディネーター、地域日本語教育コーディネーターとして求める専門性等が示されず、本事業の中核を成す人材として、適切な人選が行われているか判断できない事例が見られます。そのため、専門性等の内容を記載してください。日本語教育や多文化共生などの専門性等を有しない総括コーディネーターである場合であっても、組織内の役割によっては専門性を持つ者に代わる事例もあると推察しますが、多くはそれらが記載されていないため、判断が難しい場合があります。令和8年度には様式に記載欄を設けましたので記入するようにしてください。	様式1-1~2	事業概要
14	(2) 事業の実施体制 ・総合調整会議、総括コーディネーター、調査・基本方針策定コーディネーターを中心とする体制が生まれ、日本語教育事業の総合調整機能を果たす内容となっているか。	事業の実施体制について	総括コーディネーターの専任性について記載してください。業務が多岐にわたることから、他業務との兼務の場合には、事業の目的や規模を照らして総括コーディネーターとしての役割を十分に果たせる体制となっているか確認しています。	様式1-1~2	事業概要
15	(2) 事業の実施体制 ・都道府県、政令指定都市の域内の市区町村、関連団体東都の連携・協力方法が明確に示されているか。	間接補助事業の実現性について	未定の間接補助事業先については、当該年度の不用額の発生につながるおそれがあるため、原則としては認めていません(致し方ない場合は相談してください)。計画を評価する上で未定事項が多いことは、事業の実現性に疑義を生じさせます。加えて、本事業では、県と市町村との連携や県域における日本語教育の総合的な調整の方法を重視しており、それらの相互関係にも注目しています。	様式1-1~2	事業概要
16	(2) 事業の実施体制 ・都道府県、政令指定都市の域内の市区町村、関連団体等との連携・協力方法が明確に示されているか。 (3) 事業内容 ・域内の実情を踏まえた日本語教育につながる内容となっており、それを今後推進していく上で適切な手順が計画されているか。 ・域内の日本語教育を推進するための効率的な手法が計画されているか。	小規模な民間団体等が実施する日本語教育に対する支援について	「1. 事業概要」「6. 補助対象事業」「(3) 都道府県等を通じた市区町村等が行う日本語教育への支援」では、「②小規模な民間団体等が実施する日本語教育への支援」として、補助金等(補助金・負担金・分担金・交付金)の交付も想定されていますが、事業計画において、その具体的内容が示されていないことが多いため、こういった目的で支援が行われるかが分かるようにしてください。	様式1-1~4 様式5-1	事業概要 事業者別予算積算書
17	(3) 事業内容 ・域内の実情を踏まえた日本語教育につながる内容となっており、それを今後推進していく上で適切な手順が計画されているか。 ・域内の日本語教育を推進するための効率的な手法が計画されているか。	認定日本語教育機関や登録日本語教員の活用について	現在、認定日本語教育機関及び登録日本語教員に関する制度が創設され、普及が始まっていることから、本事業においてもそれらの活用が期待されています。本事業の計画においても、日本語教育の実施、日本語教育人材の育成、各種会議体、実施体制にそれらの機関や人材を活用する場合は、その旨を記載してください。ただし、全国には大学・日本語教育機関、日本語教員養成・研修機関が少ない地域がある場合もありますが、その場合は記載する必要はありません。そういった実情が計画全体を通じて分かるようにしておいてください。	様式1-1~4	事業概要
18	(3) 事業内容 ・地域の実情を踏まえた日本語教育につながる内容となっており、それを今後推進していく上で適切な手順が計画されているか。	到達目標に合った事業計画の内容立案について(日本語教育の実施時間数)	開催される日本語教育については、設定された到達目標に照らし、十分かつ適切な学習時間を確保することが求められます。到達目標が不明確又は不適切な場合には、事業の効果検証が困難になると考えられるため、到達目標および学習時間の設定について再検討することが望まれます。	様式1-1~4	事業概要
19	(3) 事業内容 ・計画期間終了後も地方公共団体独自で発展的な内容に取り組めるなど事業成果の継続が見込まれるか。	事業の継続性について	域内市区町村に対する具体的な支援内容や、自立に向けた明確な計画およびそれに必要な予算の確保について検討することが望まれます。補助事業終了後の継続に関して、現時点における検討状況について記載してください。	様式1-1~2	事業概要
20	(3) 事業内容 ・域内の実情を踏まえた日本語教育につながる内容となっており、それを今後推進していく上で適切な手順が計画されているか。	ボランティアの活用について	市民協働の一環でボランティアの活用を行うことは、地域における日本語教育の普及を考慮すれば必要なことと考えられます。一方、日本語学習支援者へ過重な負担がかかっている場合や、ボランティアとしての自発性や無償性を有意義に生かすことができていない計画が散見されるため、専門家の活用も含めた負担の軽減やボランティアで指導を行う皆さんの有効性が発揮されるよう計画を立案してください。	—	全ての様式
21	(4) 経費の妥当性 ・計画に対して妥当な経費が計上されているか。	専門家の活用に関する予算の検討について	日本語教師や専門家、日本語教育機関を活用する際に、専門性や業務内容に見合った単価設定や積算が行われていない事例が見られるため、専門性を考慮した予算を立案してください。その際には、同規模の自治体などを参考とするなど、情報収集を行った上で取り組むようにしてください。	—	全ての様式
22	事務的な確認事項	成果物等の適切な作成について	教材作成や報告書を作成する際には、著作権や肖像権に留意してください。さらには、日本語教育や人材育成を実施する際に、印刷やコピーを利用する場合にも注意してください。	様式1-1~4 様式5-1	事業概要 事業者別予算積算書
23	事務的な確認事項	文化庁や文化芸術振興費補助金等の記載について	文化庁が運営していた補助金であったこともあり、事業計画や委託契約を行う際や間接補助を行う際の要項・要綱類に、文化庁や文化芸術振興費補助金等の記載が残っていることがあります。最新のものに更新するようにしてください。	—	全ての様式